

(議長)

次に、小野寺議員の発言を許可致します。

小野寺議員。

「小野寺議員」

はい。それでは今回5点ありますが、1点目2点目3点目は介護保険関連であります、一つ一つお聞きすることになります。(議長：手短に)

まず最初に1つ目、町長は国に対して介護保険制度の改悪の反対、この声を挙げて頂きたい。こういう立場でお聞きしたいと思います。

国では3年に1度、介護保険制度を見直ししております。今ほぼ大きなところがもう見えているんでしょうか。山場を迎えているという状況です。介護保険事業が始まって23年、ただこの10年くらいは本当に毎回毎回の制度見直し、高齢者の負担が増える。サービスは削って自治体の方に転化する。こういうことが続いてきております。

今回もこれまでにないような負担増、給付削減の論議が進められてきております。4点紹介致しますが、1つは介護保険サービスの利用料、現在原則1割の負担ですが、それを2割3割、つまり2倍3倍ということですが、負担の対象者を増やしていくと。それから2つ目に、要介護軽い方の1、2、この軽度の介護者の訪問介護ヘルプサービス、ヘルパーさん訪問ですね。これを国の骨格の介護保険制度、これを外して市町村に移すと。3つ目が今ケアプラン、ケアマネージャーさんが作るケアプランを無料なんです。現在、それを有料にする。私としては4つ目を挙げたいんですが、老健施設などの部屋、相部屋の場合ですね、これを有料にすると。部屋代を保険給付から外すと。そういう動きがこの1か月、2か月論議されてきたんですが、直近、今日朝までぎりぎり色々情報インターネット見てたんですが、結果的には今言った部分は来年度の実施は、ちょっと様子見と、それはやらないという部分で今動いているみたいですね。ただあくまでも今言った部分は、継続で検討すると。改悪は断念した訳ではないというのが、いろいろマスコミの見方、来年度の部分ではそれは実施しない方向できていると。

いずれにしても介護保険制度が出来て大きく変えられようとしております。町長もこれまで、私がいろいろ町長のご意見を伺った時には、国の介護保険制度に対して、結構厳しい見解も町長述べられたこともあります。今、来年度、改正に向けて事態が切迫している現在、まだまだ町村会とか色々な機会があると思います。そういう中で介護保険制度の改悪反対。介護保険給付と財源は国がしっかり法律にも明記されております。それをしっかり責任を持つこと。これを求めるべきだと思っておりますが、町長の見解をお聞きしたいと思います。

(議長)

はい。町長。

### 「町長」

小野寺議員からの1問目、国の介護保険制度に対する私の姿勢に関するご質問にお答えを致します。

国の保険制度に関しましては、人口減少、少子高齢化、特に高齢化により、介護サービスを担う保険料とのバランスが崩れ、自治体は非常に難しい運用を強いられ、ますます厳しい状況となっていくばかりです。

事実、江差町の介護保険料は高い現状にあることから、現在の介護保険制度に対して問題意識を強く持っております。

従いまして地域が置かれている実情と合わせ、介護保険制度のあり方、財源対策についても必要に応じて発言して参りたいと思いますので、ご理解願えればと思います。

### (議長)

はい、小野寺議員。

### 「小野寺議員」

町長、分かりました。分かりましたが、少なくとも今日これ議会の場です。町民に対してもしっかりと示すということでは、例えばこの間、どういう機会でそういう意見表明したことあるのか。もしくは、先程私指摘しましたこの事実関係は、多分間違いないと思うんですが、このことについて今後どういう機会があるのか。今日も資料の中でこれは町長も入っております檜山地域振興協議会、これはある意味、いろいろ建物等、道路等でありますが、いろんな機会あります。本当にこっちは立派なものを資料で出して頂いておりましたが、こういういわばソフトの側面、住民の暮らしを守ると側面で何かでもご紹介頂ければなと思います。どういうふうなこの間、やってもしくはこれからどのように考えていらっしゃるか、お聞かせ願えればなと思います。

### (議長)

町長。

### 「町長」

今、小野寺議員からこれまでの私の介護保険制度に対する考え方の表明の仕方であるとか、あるいは地域要望としてのこの介護に対する考え方がどうなのかというようなご質問かなというふうに思っております。

これまでですね、介護保険制度に関して公的な場で私が発言するというのは、この議会以外にはなかったかなというふうに思っています。今、小野寺議員からは檜山地域振興協議会、地域の要望を国やあるいは道に対して、要望をする時の要望書の中にも組み入れるべきではないかというようなご指摘だったかなというふうに思っております。その協議会の要望というのは、地域個別のものを声を挙げていくというのが主かなというふうに思っています。今、小野寺議員からご質問頂いているのは、国全体の介護

保険制度をどうするかというような議論だというふうに思っています。そういう中では、どういう場が私がそのことをこの介護保険制度に対して、意見を発信していくかというのは、手段は考えていかなければならないのかと思いますけれども、先程来、1回目の答弁でも申し上げましたけれども、江差町の介護保険料は全道で2番目の高さだということです。これが高齢化だけではなくて、サービスがある程度充足されていて、サービスが行き届いているという側面もあるかなと思うんですけども、じゃそのサービスが住民の皆さんの保険料として、大きく負担になっているというのが現状だというふうに思います。そういう意味からも先程申し上げましたけれども、保険料とサービス、このバランスが崩れているというのが私の認識でございます。持続可能な制度として介護保険制度どう運用していくのか。そのことは、まさに国の中で決めていくべきものだというふうに思いますけれども、地域の実情をしっかりと伝える。これも我々地方公共団体の役割だというふうに思いますので、そのどういう場面でこの介護保険制度に対する私の意見を述べる場があるかということは、検討しながらその場でその時に考えてですね、場に応じて発言をさせて頂くということを考えていますので、ご理解頂ければなと思います。

**(議長)**

はい。小野寺議員。

**「小野寺議員」**

はい、是非、宜しくお願い致します。

それで、それを大前提に2番目に、じゃあ、江差町の制度設計が国で作られた中で、ぎりぎりやれることということで先程言いました3年に一度の見直し、これが今、国の方で来年度はこうしますよということが決まれば、大慌てでそれに則った計画を作らなければなりませんし、もちろん今回江差町としても介護保険事業計画策定に向けて、それぞれの高齢者アンケートが実施されている。それを両睨みで来年度一杯、計画策定に入る訳です。再来年の4月の介護保険次期事業計画がそれに反映されるということになります。

その点でしつこい様なんですが、私どうしても色々あります。介護保険事業の中ありますが、この数年全国的に今、大きく介護保険事業としてこれはやった方がいいのではないかというのがこの間、何回か取り上げました。耳の聞こえの問題。これは認知症の関係だとかも含めて、介護保険制度の大きな部分に関わってくるという問題なんです。

改めて私2問目で取り上げさせて頂きます。先程言いましたが、認知症と難聴との関連性、本当に研究が深められております。ネットを調べたらたくさん出てくる状況です。最近、補聴器も日進月歩と言いますか、新聞にもよくチラシでも入ってくるのも含めてですが、性能がいい。ただ逆に操作が複雑というのもあります。認知症が今、発生したとか、また難聴が進んだとかという中で、そこでやっとな補聴器ということになればですね、結構しんどいですね。一人暮らしの方とか、仮に家族の方が教えるにしても本当に

使い方を覚えれない。そういう点では、私何回か言いましたが、現在、重度にならないとなかなか適用にならないという障がい手帳も含めてあるんですが、早目に対策を執る。そういう点では、今度のアンケートの分析からどこまで出てくるかというのもあるんですけども、アンケート等とも併せてその方向性、私が何回か言ってます補聴器、高いものは本当に高い。その購入費用に助成なども含めて、並行して私進めていくべきだと思うんです。アンケートの分析がどうなるかというのがありますが、認知症対策の必要性から言っても並行して補聴器の普及、町の購入費支援を基本的に町としてしっかり考え方をもちながら、再来年度4月から始まる次期の介護保険事業制度の中に反映していくという取り組みを、是非、すべきだと思いますが、改めて、改めてお聞きしたいと思います。

(議長)

小野寺議員、端的に質問して下さい。

「小野寺議員」

はい。いいです。

(議長)

はい。町長。

「町長」

小野寺議員の2問目、認知症対策として補聴器購入支援を町の基本的な考え方とすべきではないか、とのご質問にお答えを致します。

まず、現在実施中の第9期介護保険計画策定に向けた調査内容に対して、御評価を頂きありがとうございます。第8期計画までは、調査集計、分析、策定委員会、パブリックコメントまでを1年間という短い時間の中で行っておりましたが、先程ご答弁申し上げたとおり介護保険制度については、重要な課題と捉え、第9期計画策定では本年度末までに調査集計を行い、来年度策定委員会などで十分な分析と議論ができるよう2年間かけて策定に取り組んでいるところでございます。

その調査の中で、国から提示されている全国共通の設問の中には、耳の聞こえが生活に与える影響を掘り下げる設問はありませんが、独自の設問を加えたことで、江差町においてどれくらいの町民がどんなことで困り、どのような支援を求めているのかが今回の調査で初めて把握できることとなります。

調査票の回収は今月中に終了し、3月には集計作業を完了させ、令和5年度から調査結果の分析、耳の聞こえに限らず全ての項目における議論検討を重ね、必要な施策を判断して参りたいと考えておりますので、ご理解願えればと思います。

(議長)

はい。小野寺議員。

「小野寺議員」

議長、止めないで下さいね。（議長：単純に）止めないで下さいよ。（議長：単純に）これは、再質問。担当課長になるのかも知れませんが、まず分かりました。正直言いましてアンケートが進む中で、厳しい質問だったかなというのがあります。

では、ではお聞きしますが、先程町長答弁ありました回収して分析して、一定程度それを政策的に反映するというのも含めて、これから検討するということがありました。その点、今回アンケートだけじゃなく前も言ったかも知れませんが、いろんなところで実施している施策、もちろんそれは補助金といいますか、購入費の助成だけではなくて、そういうメンテナンスだとかが、もしくはそれ以前の町民の実態を専門家が交えて、講演会やったりとかそういう広い意味での難聴者対策、耳の聞こえ対策ということも含めて、外部のいろんな資料実態をきちっとそれも含めて、アンケートの分析と併せて対策に視して頂きたいと思っておりますが、今後どのように考えていらっしゃるか、お聞きしたいなと思っております。

（議長）

はい。高齢あんしん課長。

「高齢あんしん課長」

今後の取り進めの仕方についてのご質問かと思っておりますので、お答えさせて頂きたいと思っております。

今回の調査では、使用している方、使用していない方の両方の意見が得られるように、設問させて頂いております。先程町長が答弁したとおりに、すべての項目における検討を得て、正確に判断していくことになる訳ですけれども、担当課の方としましては、来年度から耳の聞こえに関する相談窓口を設置するなど、そういうふうな方法を取りまして、いってみたいなというふうに考えております。

先程小野寺議員お話ありましたとおりに、使い方が分からない、購入の仕方の部分だったり、メンテナンスとかそういう部分の問題点があると思っております。私達としましては、助成をもし制度化とした場合においても適切な医療に結べつけることや、現在持っている機器の取り扱いのサポートは必要だと認識を持っておりますので、来年度その辺を取り組みに入りたいと思っておりますので、ご理解頂きたいと思っております。

（議長）

いいですね。小野寺議員。

「小野寺議員」

はい。是非、宜しくお願い致します。

3つ目です。これも介護保険制度、広く言えば介護保険制度の中の事業です。ある意味、国が市町村に私の言葉で言うと、押しつけたという言葉になっちゃうんですが、生活支援体制整備事業というものがあります。7年ぐらいになるんでしょうか。ただ、なかなかそれが私としては、もう1歩2歩、具体的な部分で進めて欲しいとそういう立場で質問致します。

先程言いましたが、この介護保険制度の中に高齢者の生活を支援していくと、地域づくりを進めるということで、国の方で一定程度、制度設計して法律の中にも入っているんですが、生活支援コーディネーター、これを配置するという事になっております。これが7年ぐらいになるんでしょうか。江差町としてもまちづくりカフェとかやって、今、今年はネクストイノベーション、協議隊の事業ということになるんですが、それが多岐に渡って論議されてきております。私も今年からNPOも関係しているということで、このネクストイノベーションに関わらせて頂いておりますが、本当に積極的な提案出されております。先程言いましたこの7年間を改めて見てみたんですけども、本当にすべてとは言いませんが、一定程度、まちカフェなどでそれが具体的に実践的に活動を取り組んできているというのも、私はそれはそれでしっかりと見ていきたいし、見てきましたし、評価もしたいと思っております。ただし、何回か言いましたが、先程言いましたこの生活支援コーディネーターも含めて協議隊、これは本来高齢者に対する支援、まちづくり、そういう部分を進めていくんだと。特に軽度な方々、ある程度介護保険対応になりますと、それは介護保険制度の本体の方で関わってきますから、そうではなくてそこまでいかない、そういう軽度な支援要する方に対する支援策、それがいろいろ論議になっている。ネクストイノベーションの中でも相当論議し、提案されていてもそれがなかなか実行に結び付いていかないという問題は、私は改めてこの場で指摘させて頂きたい。じゃどうなのかということをし少し提案的な形でお話したいと思っておりますが、やはりこれは、ネクストイノベーションの中でそれをどうするこうするという事にはなかなかならない。そうしますと、当然これ江差町が関わっている問題ですから、江差町、関係課ですね、それはこれは町が主体的にやることかなとか、これは地域のそれぞれ関係している団体が進めるべきかなと。そういうことも含めて、それを仕分けしたり後押ししたりということをやらない限りは、ただネクストイノベーション、もしくはその前のまちづくりカフェ、いろいろ提案したけれども、先程言いました本当のところの高齢者の部分に結びつく部分が少ない。そういう点で、改めて、私は町としての積極的な努力が必要だと思っております。

町長の見解をお聞きしたいと思います。

(議長)

はい。町長。

「町長」

小野寺議員からの3問目、生活支援体制整備事業ネクストイノベーションに関するご質問にお答え致します。

生活支援体制整備事業につきましては、全国的にも少子高齢化が加速する中、公的サービスの担い手不足への懸念がなされ、各市町村独自の取組みが様々な形で展開されております。江差町と致しましても、地域の中で誰もが活躍し支え合い、高齢者自身も担い手となる体制づくりを目指し、令和3年度までまちづくりカフェを開催し、事業を実施して参りました。

地域住民が主体となる活動に取り組んで来た結果、まちづくりカフェは、今年3月にまちカフェ江差として団体化し、8月末には地域の皆さんの手でNPO法人格を取得し、主体的な活動が本格化しているところであります。

本年度からの生活支援体制整備事業につきましては、個人参加により進められてきた活動が団体化されたことから、まちづくりカフェとの差別化をし、次の段階に進めるにあたり、事業名称もネクストイノベーション次なる革新に一新して取り組むこととしたものでございます。

ネクストイノベーションでは、今年度の取組みとして、各団体の担い手不足に着目し、個人参加だけではなく、町内会、自治会やNPO団体といった組織団体や地域の子供たちが通う学校関係者にも参加して頂き、これまで接点のなかった組織団体が知り合うことからスタートを切りました。2回目以降は、互いの活動や課題を共有し、既存の多様な地域資源を確認し合い、理想の活動内容についても話し合いが行われました。3回目、4回目につきましては、高齢者の生活支援に繋がる課題に対して具体的に取り組める内容となり、様々なアイデアも提案されるまで進んでおります。

本年度最終となる2月の開催時には、提案されたアイデアを地域住民ができること、行政がすべきことを見える化する資料を整理、提示しながら、多様な人たちが集合した中で、一番効果的となるようなマッチングを地域と行政が協働で行い、各組織団体の活性化、個々が活躍できる場として事業を展開して参ります。

令和5年度以降は、事業で考案された活動を具体的に試行し、生活支援に繋がる新たな地域資源の創出に努めて参りたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思ます。

**(議長)**

はい。小野寺議員。

**「小野寺議員」**

ただ今の町長の答弁、2月の次のネクストイノベーションでは先程答弁ありました、一定の私も質問の中で、取り上げたことにも共通するかなと思うんですが、一定の方向性の答弁だったかなと思います。それはまた改めて、私も参加させてもらうことになろうと思いますので、改めて今の町長の答弁のことを踏まえていければなと思いますが、ところで課長になると思うんですが、再質問。この取り組みの中で、重要な

位置を占めるのが先程もちよっと延べました生活支援コーディネーターの方々。町の予算でも人件費、生活支援体制整備事業の中で7割8割は、生活支援コーディネーターの人件費でしょうかね、だいたい。そのぐらいかな。つまり、実態として、何かを活動するとしますと、この生活支援コーディネーターの方々がどのように地域で効果的に先程言った本来の趣旨で取り組んでいけるか、とうのも1つの見方観点だろうと思うんです。

それで課長お聞きしたいんですが、コーディネーターの仕事としていろいろ言われていますが、福祉ネットワークを構築するとかですね、その地域のニーズと色々なサービスをマッチングさせるとか、そういう役割を出ております。今は、こういう今は、ネクストイノベーションですけれども、そういう中でのいろいろな取り組みとかも大きいかと思うんですが、本来さっき言ったいろいろサービスと繋げる介護保険そのものは介護保険ありますから、そこまで結び付かない軽度と言いますか、ちょっと心配だな、ちょっと見守りが必要だなということを含めて、そこは介護保険がなかなか手がそこまでいきませんから、生活支援コーディネーターの方々もそういう点では、サービスにマッチングさせるとかということも含めて、ちょっと心配だなと言う方々を少し、継続的に持続的にコーディネーターの方々そこをきちっと見ていく。そういう仕事というのはどうですかね。私提案したいんです。生活支援コーディネーターの方々、本当に全国的なアンケートを見ると何やっていいのかわからない。私達迷っているとか、江差という訳じゃないですよ。全国的なアンケートを見たら凄いですよ。私達の仕事何なんだろうって。それを国が言っているとおり、きちっと地域の困っている方々を結び付ける。マッチング、それも広く江差町民のということではなくて、そういう方々、一定程度、ちょっと心配だな、軽度の方々を継続的に定期的に、どうでしょうか。

是非、検討して頂きたいと思いますが、お考えをお聞きしたと思います。

**(議長)**

誰答えるの。高齢あんしん課長。

**「高齢あんしん課長」**

生活支援コーディネーターの業務という部分でのご質問かと思います。小野寺議員もご承知と思いますが、生活支援コーディネーターの担当する部分としましては、市町村区域でのコーディネートを担当する第1層、それから日常生活区域でのコーディネートを担当する第2層という形で、1層2層が分かれております。当町3名配置しておりますが、1名を第1層、2名を第2層の方の担当ということで位置付けて、それぞれの業務を担当してやっていると。そういう部分で言うと、うちの3名については、何をしたいかわからないという状況にはないのかなということをお話させて頂きたいと思います。

個々の高齢者、軽度の方々に対する直接的なというお話もあったかと思います。こ



の間の業務の中でそれぞれ地域の中に入っての実態調査とかとを重ねていることもご存じだと思いますし、その流れで地域で得た課題を持ってタウンミーティングを企画し、地域の人と一緒に考えていく。そういう活動の中で、介護保険サービスを必要としないそういう層の人達の生活支援を地域ぐるみでやりましょうという仕事は、明確な目標として業務として、やっているところです。

実際に個々のケースがあった場合につきましては、うちの地域包括支援センターに所属しておりますので、そこには専門職で保健師、社会福祉士、主任ケアマネ、とおります。それから看護師も今おりますので、課の中で十分な対応をさせて頂くという体制で江差町やっておるところですので、この体制をしっかりと守りながら、今ご指摘を頂いた軽度の方々に困っているような方々がいた場合についても、今後も対応していきたいと思っておりますので、宜しくお願い致します。

(議長)

いいな。はい。小野寺議員。

「小野寺議員」

はい。是非、宜しくお願いします。なかなかそこに結びついていないという部分が本当に私も町内会やって実感しておりますので、4番目に移ります。

インボイスの件ですが、これは午前中質問ありましたが、なるべくダブらないようにと思います。

私としては、影響がどういうふうに出てくるのかなということで、2つお聞きします。国の方では、先立て新聞等マスコミにも出ておりましたが、小規模事業者には猶予処置が検討されているとおりますが、基本的な制度設計には変わらないので、やはり先程午前中もありましたが、インボイス導入された場合の町内業者の影響というのは、本当に心配です。江差町がどこまでやれるかというのは別としても、きっちり農業漁業も含めて、商店、それから個人事業主、建設関係、1人親方なども含めて、そこはしっかりと江差町として町民の暮らしを守るという意味で、影響調べる必要があると思うんですが、どのように認識されているかというのが1点。

それからもう1つ、これは直接関わる問題ですが、江差町、町ですね、役場、これは、直接関わってきます。総務省もいろんな依頼文といいますか、通達と言いますか、出しております。端的にお聞きしますが、自治体として、自治体として、どのような影響が考えられるのか、お聞きしたいと思います。

(議長)

はい。町長。

「町長」

小野寺議員の4問目、インボイス導入インボイス制度の影響についての答弁をさせ

て頂きます。

インボイス制度は、消費税の仕入れ税額控除の方式として令和5年10月から開始されることになり、課税売上額が1千万円以下の事業者はインボイスを発行するための登録は不要ですが、取引先から発行を求められた場合は、税務署に登録をして、インボイス発行事業者になることができることになっております。

さて、町内事業者への影響についてのご質問でございますが、消費税課税事業者数や課税売上額1千万円以下の免税事業者の数までは把握していませんが、インボイスは、仕入れにかかった消費税額を証明するための請求書などで、その請求書などに記載された消費税額を控除して、消費税を納税することになります。

その請求書などの書類がなければ控除できませんので、インボイスを発行しない免税事業者に対して、一方的に低い取引価格を設定したり、取引を停止したりすることなど、優越的地位の濫用にあたり、法に抵触することになりますが、このことも懸念されると言われています。

また、引き続き取引を希望する事業者や今後の事業拡大を見込んでいる免税事業者であっても、インボイス発行事業者になると、結果として課税事業者になってしまいます。

議員ご案内のとおり、政府では3年間の時限措置として免税事業者が、新たに課税事業者になった場合の納付額を、受け取った消費税額の2割に抑える検討に入った旨の報道が11月末にあり、まだまだ見えない部分もあります。

いずれに致しましても、インボイス制度は、税務署がしっかりと国民や事業者に対し周知していくことはもちろんですが、事業者がインボイス発行事業者になるか、このまま免税事業者になるかを選択できるよう、組合員や会員を抱える農協、漁協、商工会や会計事務所などと連携しながら、制度の周知徹底や相談などが図られるよう進めて参りますので、ご理解願いたいと思います。

2点目のインボイス導入による自治体の影響に関するご質問でございます。

地方公共団体のインボイス制度への対応に関しましては、施設使用料、入場料、広告掲載料など地方公共団体が売手となって事業者と課税取引を行う場合や、事業者から物品の調達を行う場合など地方公共団体が買手となる立場からの検討に加え、消費税の申告義務が生じる特別会計と生じない一般会計の違いについての検討が必要とされています。

町と致しましては、関わる事業者がインボイス制度開始後に不利益が生ずることの無いよう、来年3月までに税務署への登録申請を終え、10月以降インボイス制度へ対応することとしているところでございます。

議員ご質問の自治体としての影響につきましては、現時点において大きく2点あるものと捉えております。

1点目として、特別会計、一般会計問わず、町から事業者へ発行する納付書等が登録番号、適用税率、消費税額を追加したいいわゆるインボイスの要件を満たし、その写しを7年間に渡り保存する必要があります。

2点目として、港湾整備事業特別会計がこれまでは課税売上高1,000万円以下のため、免税事業者に位置付けられていましたが、インボイス制度に対応することにより課税事業者として消費税の申告義務が生ずることとなるものでございます。

以上でございます。

(議長)

はい。小野寺議員。

「小野寺議員」

はい。分かりました。1点目については、今の町長の答弁、やむを得ないなと思います。直接的という部分ありませんが、しかし、いろんな影響が出てくると思います。しっかり、その点、把握は必要かなと、今も延期してくれとか、中止してくれとか、そういうのも本当に出てきております。しっかり影響について、把握してもらいたいと。

2つ目について、再質問させてもらいます。売り手、町が売り手となれば、それは適正にインボイスを発行しますと。これは、当然だし当たり前だし、説明が分かりました。問題は、町が買い手の場合、確認したいと思います。これは担当課長になるでしょうか。町が買い手ですから、相手が適格請求書を発行するかしないか、インボイス出すか出さないかと2つに分かれますが、確認したいのは、町が買う、つまり相手が仮に適格請求書発行事業者でない場合も、排除することはないと、ということについて確認したいんですよ。

実は、ご存じかと思うんですが、道外のある自治体でこういうことがあったんです。インボイス制度の登録がない場合、水道局及び下水道室発注の工事等の受注が出来なくなります。ということを経験したかな、ぱっと出したんですね、そうしましたら、国の方でいろいろ問題になりまして、慌てたんですが、総務省財務省でいろいろ法制度を見たら、それは適当ではないと、当たり前と言えども当たり前なんです、適当ではないということは、改めて見解を出しました。それで改めてお聞きします。町が物品購入、入札もそうですね、の場合、相手が適格請求書を発行、つまりインボイス発行事業者でなくても排除することはないということについて、確認したいと思います。

(議長)

財政課長。

「財政課長」

ただ今のインボイス非対応に対する町としての姿勢に関するご質問ですが、町はあくまでも非対応だということを理由を持って、排除する考えは持ち得ておりませんので、ご理解をお願い致します。

(議長)

はい。いいですね。

はい。小野寺議員。

「小野寺議員」

はい。宜しくお願い致します。

では、最後。これは教育、教育長になります。部活動の関係でこれも午前中飯田議員とありましたので、なるべくダブらないようにと思いますが、関連のところお願い致します。

2つあります。1つが先程出ていた部分なんですけれども、文科省で進めております学校の部活動、これを地域のクラブ活動へ移行しますということについて、私はそもそも地域に受け皿があるのかと、本当に大きな問題があると私は考えます。

それで、私の質問の観点はこれは教育委員会だけじゃなくて、現場の学校などもどういう論議がこの間、されてきたのか、意見が出ているのか、これからということ何でしょうか。いずれにしても、そこを最初にお聞きしたいと思えます。

それで2つ目なんですけど、結局地域と言いますと、既存の少年団など、そういうところが結果的には受け皿的なものになるんでしょうか。そうしますと、今現状どうなのかという観点でお聞きしたいと思えます。

団員が少ないとかですね、隣の町、あるところでは函館のチームと合同でリーグ戦、大会とか参加しているということもちょっと見ました。いずれにしても、少年団等の課題なども含めて、お聞きしたいと思えます。

以上、2点です。

(議長)

はい。教育長。

「教育長」

小野寺議員の部活の地域移行についてのご質問にお答え致します。午前中の飯田議員の一般質問でも答弁しておりますが、国では令和5年度から7年度の3年間を集中期間として、休日の部活動を段階的に地域へ移行することとしており、教育委員会におきましても、令和5年度にスポーツ、文化関係団体や学校保護者で構成する協議会を立ち上げ、地域の受け皿のあり方など種々の課題を含め、道教委や近隣町と連携しながら具体的な議論を進めて参りたいと考えております。

このため、ご質問にあります学校での議論や意見につきましては、管内の校長会などで現状の部活動の状況など情報共有を行っているとのことですが、具体的な議論につきましては承知しておりません。

次に、地域の少年団の活動状況についてのご質問ですが、スポーツ少年団で活動を

行っている団体は野球、サッカー、バレーボール、バスケットボール、空手、体操、剣道の7種目9団体であり、各団体とも団員の減少が大きな課題となっております。特に団体競技においては、現在、野球とバレーボールが単独で活動しておりますが、サッカーは上ノ国、バスケットボールが上ノ国と乙部、また、中学生のサッカーは函館のチームと合同で活動しており、送迎などが保護者の負担になっていると聞いております。

以上でございます。

(議長)

いいですね。

はい。小野寺議員。

「小野寺議員」

はい。教育長ありがとうございました。

それで、1点目のその話し合い、事実的にはこれからということになるかと思えます。先程、午前中にもありましたが、北海道の推進計画、現時点ではまだ、素案という段階ですが、一応、それも見させて頂きました。今、教育長から答弁ありましたその話し合いの場、協議会、各地域のいろいろな団体の部分ですね、スポーツ団体とか集まって、その協議会で論議するというところに事実的にはなるようです。先程、答弁ありました。

それで、多分、現時点で何が大事なのかと言いますと、拙速なことはやらないようにということに尽きるのかと思うんです。この推進経過素案を見ますと、一応、3年ですが、教育長こういう言葉も確か書いてありましたね。仮にその3年でできなれば、多少、遅れてもいいようなことが書いてますよね。この素案の中に。仁手ありきのそういう拙速な地域移行は、行わないということが、私協議会の中での論議、すごく大事だと思うんです。あくまでも、学校現場、担当のそれぞれやっている方、もちろん教育委員会、地域もいろいろ関わってくるのでしょうか。そういう方々の話し合いをしっかりとやっていく中で、1つ1つ進めていく。時間がないからということで、進めるということはない。しっかりと合意を形成をしていくと。その点について、教育長のお考えもお聞きしたいなと思います。

(議長)

はい。社会教育課長。

「社会教育課長」

小野寺議員から今部活動の移行につきまして、例えば、今、道の計画が推進計画の策定の中で、急いでその中でも慌てて拙速な議論をお出ししないということをおっしゃってたと思いますが、我々としてもまず今課題が何があるのか、そういったところをきちっと協議会の中で出し合いながら、そして関係者の中でそれらを十分議論し

て、どういった課題を解決してできるのか。一つ一つそれらを丁寧にしていききたいというふうに考えています。特に、子供達もそうですし、保護者、また、今ありましたように学校関係者の関わり方、こういったところも丁寧に議論しながら、十分な議論を重ねて子供達のこのスポーツ環境、それから現実環境というところを守っていく、地域で守っていくというところを目指しながら、進めて行きたいと考えておりますのでご理解お願い致します。

(議長)

いいですね。

はい。以上で、小野寺議員の一般質問を終わります。

(議長)

以上で、今定例会に通告がありました、一般質問は全て終了致しました。

これで、一般質問を終結致します。